

「クリアランス技術検討ワーキンググループ」の
検討の進め方について(案)

平成17年9月7日
事務局

1. ワーキンググループの役割について

資料1 - 1に示すとおり、本ワーキンググループは、クリアランス制度の法制化に向けた検討のうち、特に技術的事項について検討することとしている。具体的には、検認、評価方法等、クリアランスレベル検認が適切に実施されるための要件等について、課題整理、技術的な成立性といった視点でこれまでに得られた知見等を持ち寄ること、さらに、今後の課題や取得すべきデータ等について抽出することとする。

また、検討の状況については、進捗状況等を鑑み適宜、放射線安全規制検討会(以下「検討会」という。)へ報告することとする。

2. 当面の制度化の対象と範囲

クリアランス制度の法制化に向けた検討については、これまでの検討会において、放射線発生装置の解体や放射性同位元素の使用に伴って発生する廃棄物の特徴や物量について聴取し、制度化にあたっての論点整理等を行ってきた。

前回の検討会において、特に、今後の検討の方向性を定めるべく、検討対象物の範囲及びクリアランスを実施する者について、案が提示されており、これらについては、検討会委員の意見を踏まえ、具体的な範囲が示されることとなる。本ワーキンググループにおいては、これらの状況を踏まえつつ制度化にあたって必要な技術的事項についての検討を行うこととするが、ワーキンググループの当面の検討の範囲としては、放射線発生装置の解体等に伴い発生する金属、コンクリート等に重点を置き、短半減期核種のみによって汚染されたものや溶融等の処理されたものに対するクリアランスについては、検討会における制度面の審議の進捗を踏まえ、適宜検討していくこととしたい。

3. 検討体制

検討にあたっては、技術的内容や実際の運用状況等に及ぶことから、必要に応じ、関係事業者に説明を求めることとする。

4. 検討スケジュール

検討会のクリアランス制度の中間とりまとめが本年末を目途としていることを鑑み、これにあわせ、当面、制度化に必要な技術的事項の検討を行い、その状況について、検討会に報告することとする。